

最終的な更正に至るまでの経緯について（講師のコメント）

1. 調査の途中で相続人（納税者）側が修正申告をした理由

国税通則法上、納税者が調査中に修正申告をすること自体は違法ではありませんが、通常は行わない対応です。調査中の1度目の修正申告はB社株式とは別の財産の申告漏れを修正したもの（[11]参照）ですが、2度目の修正申告も調査の途中に行われています（[12]参照）。相続人は、当初申告において、新株発行の効果でB社が株特から外れたものとして、同株式の評価で併用方式を採用していました。しかし調査が始まり、B社が189のなお書きで株特に引き戻されて、併用方式が税務署に認められず、189-3のただし書きによるS1+S2方式による評価額とされるところでも終わらず、さらに進んで通達6項により純資産価額による評価にまでいきそうな流れになったので、税務署に純資産価額による評価を諦めさせ、S1+S2方式による評価額までで収めようとして、税務署側と合意のないまま2度目の修正申告を行ってS1+S2方式による評価額まで譲歩してみせたのではないかと推察します。

2. 調査の途中で納税者側が更正の請求をした影響

国税通則法上、納税者が調査の途中で更正の請求をすることは違法ではありません。しかし、2度目の修正申告でB社株式について併用方式による評価を撤回してS1+S2方式に変更したにもかかわらず、併用方式に逆戻りする更正の請求を行うことは、税務署側に否認のエネルギーを増幅させる結果となったはずです。実際、税務署は、納税者に選択が認められることになっている189-3ただし書きのS1+S2方式による評価額でも「著しく不適當」（通達6項）と判断し、純資産価額方式により評価して更正しています。しかも、国税通則法による調査終了手続（説明）が不完全なまま更正（[13]参照）をしていたのではないかと思いついたようで、その更正が手続違反で違法とされる可能性を考えて、慎重を期して純資産価額による更正をいったん取消し、改めて調査終了手続を経て取消し前と同様の純資産価額による更正をしています（[16]参照）。違法ではないとはいえ、納税者側がここまで抵抗をすると、審判官、そして現在進行中の裁判の裁判官の心証にも一定の（悪）影響があると思われます。

本件の相続税対策について（納税者の意図と税務署の対応）

1. 納税者の意図

Xの相続に係る税務対策を企画し、また調査中の2度の修正申告や更正の請求さらには複数回の審査請求を主導したのは相続人Yです。YはC証券の担当者に相談しつつ、まず、Xの多額の預金をB社にその新株発行をさせてB社に移転し、預金を非上場株式に転換しました。また、同時にB社の株特外しも果たし、その株式について通常の併用方式での評価を主張できるスキームを企画して実行しています。Xが相続の直前にB社に預金36億円を出資し相続財産となって相続人らに取得されたB社株式は、最終的な更正処分（[16]参照）の直後に、2回の譲渡（[19]参照）によってその株数の約90%がB社に1株3,736円で譲渡されています。つまり、被相続人Xの預金をいったんB社株式に置換えてそれを相続財産とし、相続人らはこれを取得後短時間でB社に譲渡し、B社株式を再び金銭に還元して完結していることがわかります。その譲渡は措置法9条の7の特例を使った金庫株取引であり、相続人らは取得価額の引継ぎもあり、おそらくほぼ税負担なく元々は被相続人の預金の大部分に相当する金額をB社から引き出しています。Yら相続人は、B社又はB社株式を利用し、相続に係る財産移転の総合的な税務対策を行った、ということです。

2. 税務署の対応

新株発行増資をしてXの預金の大半を受け入れたB社について、相続人が一般の評価会社の株式評価に適用される併用方式によりB社株式を評価して相続税を申告したのに対し、税務署側は①通達189のなお書きにより株特に該当するとし、B社株式を株特の株式としながら、②さらに厳しく通達6項が適用されるべきだとして、株特の株式に通達189-3が選択を認めるS1+S2方式による評価額を認めず、純資産価額により評価(否認)しています。税務署側は、同族会社等の行為又は計算の否認等の規定（相法64条①）による預金のB社株式化自体の否定ではなく、それによる株特外しの否認を突破口にして、B社株式について通達6項による純資産価額評価を行って対抗した、ということです。

[参考]財産評価基本通達

(特定の評価会社の株式)

189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。(略)

(2) 株式等保有特定会社の株式 (略)

(株式等保有特定会社の株式の評価)

189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式等保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額 (相続税評価額によって計算した金額) によって評価する (略)

ただし、上記の株式等保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S1の金額」と(2)の「S2の金額」との合計額によって評価することができる。(略)

(この通達の定めにより難しい場合の評価)

6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

B社の株特外しを中核とする相続税対策の検証（講師のコメント）

1. 税理士法人Dが払込価額を時価純資産価額法により計算した理由

以下の理由が考えられます。

- ①増資前のB社の保有資産のほとんどが株式であったため、他の評価方法を選択できなかった。
- ②株主間贈与によるみなし贈与課税（相法9）を回避したかった。
- ③B社の株特の判定式の分母が増資によって払込まれた金額分だけ増加し、その判定式の割合が下がって株特ではなく通常の評価会社になれば問題ないと考えた。

2. 「通達189なお書」の適用を避けるための対策と評価

通達189の(2)で株特の判定基準とされる「割合」が50%未満になったとしても、「なお書」の適用を免れることが必要となります。増資について「合理的な理由」（株特外しという相続税の節税以外のその会社の事業上の必要性・合理性）が求められます。これについてB社は「投資事業計画書」を作成し、そこでは上場会社A社のMBOの資金として10億円の流動性ある資産で運用...などと記載しています。

ただ、次の通り「投資事業計画書」の内容には具体性・説得力がなく、36億円増資の説明として無理があります。

- ・ B社は法人であり、MBOの(直接の)主体にはならない。
- ・ MBO資金10億円に対し、増資した金額は36億円で、それを大きく上回っている。
- ・ 増資の時点で相続税を始めとするXの資産の移転に係る税務対策は差し迫った具体的な懸案であったことに対して（実際、増資の2ヶ月後にXの相続が発生）、MBOの話は不確かで抽象的。

実際に本件の審査請求に係る裁決において、審判所は、「本件法人（＝B社）が株式保有特定会社と判定されることを免れるために行われたものと認めるのが相当である。」と判断しています。

本件の相続税対策に対する審判所の判断（「特別の事情」があるかどうか）①

B社が株主に該当する場合、通達189-3により、その株式の評価は純資産価額方式とS1+S2方式との選択になります。しかし税務署は、通達6項の適用により、同189、189-3の定めるS1+S2方式の選択を認めないという処分を行いました。そこで審判所は、税務署が行った通達6項の適用の妥当性、すなわちS1+S2方式の選択を認める通達による評価が著しく不相当と認められる「特別の事情」があるかどうかの検討に進んでいます。

当時、特別の事情の有無が6項適用の可否の判断基準とされており、審判所の検討においては特別の事情の有無の判定に関して次の4点が認定されています。

- ①本件増資および増資後のB社における資産（増資資金）運用の一連の行為は、（株主外しその他による）相続税の負担軽減が直接の主たる目的であると認められる。なお、税務署が収集し、審判所が①の認定において着目・採用した主な証拠は以下の通り（※XやYらによる、本件の増資に係る一連の行為の動機・目的に着目しています）。
 - ・ 反面調査などで把握したC証券ウェルスマネジメント部における相談内容ややりとり（メールを含む）の記録。
 - ・ 増資資金により逡増保険に複数加入（講師注：解約返戻金が少ないうちに孫に買取らせることを予定）したこと。
 - ・ B社が、比準要素1の会社に該当し、純資産価額100%又は75%+類似業種比準価額25%による評価となることを避けるため、それまで行っていなかった配当を本件増資直後に実施していること。
 - ・ 上記以外にも一般的な背景として、被相続人Xが高齢であること、多額の現預金を有していること、B社が本件の増資前には株主に該当すること。
- ②本件増資後から相続開始までの期間に、B社株式の客観的交換価値を急落させるような事情が生じた気配はない。
- ③B社の相続前直近の決算期における資産は合計50億401万1,171円であり、これに占める流動性の高い資産（現金及び預金、預け金及び投資その他の資産）は合計48億3,749万379円、その割合は約96.7%となっている。
- ④「S1+S2方式」による評価額(約23億円)は、純資産価額方式による評価額(約35億円)に比べて12億円も低い。

本件の相続税対策に対する審判所の判断（「特別の事情」があるかどうか）②

1. 審判所が認定した前頁①～④の4項目についての解説

①で、本件増資に係る一連の行為の直接の主たる目的が、相続税の課税価格(相続財産の評価額)を圧縮して租税軽減をすることだと認定しています。被相続人又は相続人の問題の行為の目的・意図（が租税軽減にある）という主観面が、特別の事情の判断において考慮すべき点として重視されるということが確認できます。

さらに③で審判所は、B社の相続前直近の決算期における総資産に占める流動性の高い資産の占める割合は約96.7%となっていることを指摘しています。これが、通達が定めるS1+S2方式の選択を認めず、純資産価額評価が妥当だと判断する理由として、重要な事実といえます。B社は、実体のある事業を行っておらず、事業用の不動産や機械設備等を有せず、その時の換金価値が容易に把握できる現預金と同等と見ることができものが総資産の97%近くあり、B社は現金の塊に近い会社であることが理解できます。その不合理さが、審判所が④で指摘したS1+S2方式による評価額約23億円と純資産価額方式による評価額約35億円との間で、“12億円乖離がある（低い）”ことに表れているといえます。

2. 通達6項を適用すべき「特別の事情」の有無についての審判所の判断

審判所は「特別の事情」の有無について、「以上のような事実関係の下で、本件（B社）株式について形式的に評価通達を適用し、本件相続開始日における客観的交換価値を適正に示すとみるのが困難なS1+S2方式の選択を許すことは、請求人ら（相続人Yら）と同等の措置を採らなかった他の納税者との関係で、租税負担の実質的な公平を著しく害する結果になるといわざるを得ない。したがって、本件株式については、評価通達の定めるS1+S2方式の選択を許すことが著しく不相当と認められる特別の事情があるというべきである。」と判断しています。本件の判決は令和4年4月19日最高裁判決より前ですが、この部分は、同判決の「評価通達の定める方法による画一的な評価」（＝税務行政の執行上の平等原則）を行わない（＝平等原則を貫徹しない）ことが認められる「合理的な理由」があることの判断基準と同じと思われます。

本件の相続税対策に対する審判所の判断（「特別の事情」があるかどうか）③

1. 相続人の主張に対する審判所の判断

Yら相続人は、「本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用は、MBO目的及び資産運用目的として行ったものであって、合理的な目的があったから、特別の事情はない」旨の主張をしています。これに対して、審判所は、「本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用については、請求人（相続人Y）らの主張するMBO目的や資産運用目的が、その直接の動機であったとか重要な目的であったとは考えられず、本件相続税の課税価格を圧縮し、相続税の負担を大きく軽減することを直接の主たる目的として行われたと認められる」と判断しています。

審判所は、本件の増資に係る一連の行為について、MBO目的等で行った旨の請求人の主張を退け、相続税の軽減目的と認定できること、そして、「金銭のような資産は、客観的交換価値を一義的に確定することが容易に可能であるのが通常である。それにもかかわらず、以上のような事実関係の下で、（略）本件株式について形式的に評価通達を適用し（略）「S1+S2」方式の選択を許すことは、請求人らと同等の措置を採らなかった他の納税者との関係で、租税負担の実質的な公平を著しく害する結果になる」として、通達通り「S1+S2」方式の選択による評価を許すことが「著しく不相当」と認められる特別の事情があることを挙げて、「したがって、請求人らが主張するMBO目的や資産運用目的は、上記特別の事情を否定する理由になるものではない。」としています。

2. 1の審判所の判断に対する講師のコメント

「本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用」の直接の動機は相続税の負担回避にあり、MBO目的などは具体性がなく、直接の動機ではないのは明らかですから、この審判所の判断は妥当だと考えます。

また、B社のような換金性の高い金融商品の塊の会社の株式評価は、純資産価額による評価をするしかないと考えます。相続税法22条は「時価」による評価を規定しており、「時価」の意義すなわち客観的交換価値に照らして考えると、B社のような会社に純資産価額方式以外に合理的な評価方法は認められないと思われるからです。

制度趣旨から見たB社株式評価における「S1+S2方式」の適用の可否

1. S1+S2方式の趣旨

株式等保有割合が50%以上の会社のすべてが、純粹持株会社のような会社とは限らず、事業実態のある事業持株会社のケースもあります。事業実態のある会社について、一律に純資産価額方式により株式を評価するのは会社の実態に即した評価方法とはいえないことから、S1+S2方式では、株式等保有特定会社（株特）の営業の実態がその株式の価額に反映されるよう、部分的に類似業種比準方式を取り入れています。具体的には、株特の株式の価額を次のように「S1の金額」と「S2の金額」に二分して評価を行います（財基通189-3）。

- ・ S1の金額 = 株特が所有する株式等と、当該株式等に係る受取配当金等の収入がなかったとした場合の、同社株式の原則的評価方式による評価額
- ・ S2の金額 = 株特が所有する株式等について、この通達の定めによって評価した価額（評価差額に対する法人税額等相当額を控除する。）

2. 制度趣旨から見た、B社株式評価における「S1+S2方式」の適用の可否（講師のコメント）

S1+S2方式のうちS1の金額は、株特が所有する株式等と、その受取配当等収入がないものと仮定して、一般の評価会社の原則的評価方式に準じて計算した金額で、その事業実態部分の評価を行うものです。本件のB社のように、事業実態のない純粹金融資産（株式等も含む）保有会社のような会社において、事業実態部分（株式等以外）の評価を目的とするS1に、株式以外の多額の（資産の大きな部分を占める）金融資産を取り込んで計算処理することは、その株式の適正な時価評価という計算の目的からみて明らかに不合理です。よってB社のような会社について、S1+S2方式により株式の評価を行うことは、租税回避の目的の有無にかかわらず、なじまないものと考えます。

評価額の乖離に係る相続人の主張に対する審判所の判断

1. 相続人の主張に対する審判所の判断

Yら相続人は、「当初申告かつ修正申告後の更正の請求で採用した(小会社の)併用方式の評価額19億円、そしてS1+S2方式の評価額23億円は純資産価額方式による評価額35億円の半分以上だから、著しい乖離とはいえない。」(よって通達の定めにより評価することが著しく不相当と認められる「特別の事情」はない)旨の主張をしています。これに対して審判所は、「純資産価額方式による本件(B社)株式の評価額は、本件相続開始日時点において約35億円と算定されているところ、(略)請求人(Y)らの本件各更正請求における併用方式による評価額は約19億円であるから、差額は約16億円であり、2分の1に及ぶ乖離はない。また、「S1+S2」方式による評価額との乖離についても、(略)約12億円であるから、やはり2分の1に及ぶ乖離はない。しかしながら、約16億円とか約12億円という乖離は、その金額自体において、請求人と同等の措置を採らなかった他の納税者との関係において租税負担の実質的な公平を問題にすべき水準というべきである。」として、Yらの主張を退けています。

2. 1の審判所の判断に対する講師のコメント

10億円以上の開差を棚に上げ、割合だけで主張することには無理があります。そして、裁決では公平性を判断する比較の基準を「同等の措置を採らなかった他の納税者」に置くべき、という考え方が示されています。租税回避を主たる動機・目的として行動しているYらを公平性の基準とするわけにはいかないので、当然だと考えます。

審判所が示しているこの公平性の比較の基準は、令和4年4月19日最高裁判決に通じるところがあります。裁判所や審判所が、公平性を比較するモデルを本件の被相続人Xと同様のことをしている人、租税回避又は軽減を積極的に行っている者にすれば、租税法の究極の目的・基本理念と一般的に考えられている「負担の公平」に反するような通達の濫用を認め、法が予定していないことを認めることとなります。一方、本件のような相続税の課税価格を大きく減じる行為をせず、相続税を負担している納税者が多数派であることは公然の事実です。よって、こちらが公平の基準モデルになるのは必然といえます。

[参考]本件と類似する相続税申告漏れ事件の紹介

1. 「旧トステム創業者の長女の申告漏れ事件」

LIXILの前身、旧住生活グループの有価証券報告書などによると、故潮田健次郎氏は2008（平成20）年3月末時点で、同グループ株を1,347万5,000株（当時の時価で約200億円）保有する大株主だったが、翌2009（平成21）年3月末時点では大株主ではなくなっていた。一方、潮田氏の長女が代表取締役を、潮田氏が取締役を務める資産管理会社は2010（平成22）年、増資を行った。潮田氏は2011（平成23）年4月に死去した。

関係者によると、この増資は、潮田氏が保有していた同グループ株を売却して得た資金で購入した金融資産を、管理会社に現物出資するなどの方法で行われ、新たに管理会社の株式が発行された。潮田氏の死去後、長女は同社株を相続したと申告。相続税を現金で納付するのは困難として、同社株で物納した。

この際、長女側は管理会社株の価値について、国税庁の通達に基づき、事業の種類が似た複数の上場会社の株価を基に評価した。（「類似業種比準方式」の適用）

しかし国税局は、現物出資など一連の行為は税負担軽減を目的とし、経済的に不合理と判断。長女側の評価は「著しく不適當」と指摘し、評価し直した上で、管理会社株には約2倍の価値があるとして申告漏れを指摘した。（申告漏れ額は百数十億円、相続税の追徴税額は、過少申告加算税を含め60億円超。）長女側は更正処分を受けたが、期限内に異議を申し立てなかった。（時事通信 2014年12月8日(月)13時11分配信からの抜粋）

2. 1の事件に対する講師のコメント

1の事件の潮田氏の相続開始年が平成23年、本件のXの相続開始年が平成25年であり、1の事件と本件には共通点がみられる（例：被相続人が相続開始直前に資産管理会社に多額の金銭出資、課税庁（国税局）が監査法人に株価の鑑定を依頼）ことから、本件の税務署は、1の成功事例を基に対応を行ったように思われます。

[Q & A]6項適用回避のケースを考える（B社が実体のある事業を行う場合）

Q

本件の場合において、税務署の通達6項適用によるB社株式が純資産価額評価を回避できるケースとしては、どのようなものが考えられるのでしょうか。

A

Xの相続開始時点でB社が金銭又はそれと同視できる資産の塊状態であっても、たとえば、相続税の申告期限や最長で調査の時までに、その金銭等が、①通常の設定投資等(用途)の具体的な計画があり、②遅くとも相続税調査の前までに当該計画に従い、具体的な必要性に基づく用途に(合理的なタイミングで)支出され、③製造業など実体のある事業を行うための事業用資産に転換されていれば、6項適用による純資産価額評価には至らない可能性は高まるでしょう。

なぜなら、相続税の申告期限や調査の時までにB社が増資資金を支出して事業用資産等に転換してあれば、同社が現金等の塊の会社の株式ではなくなることが客観的に認められ、それを通達1(2)の「財産の現況」^(注)の1つとして時価評価に反映すべきと主張できると考えるからです。なお、その前提としては、B社が本件のような金融資産保有会社ではなく、金融資産以外の事業用資産や人材に投資して製造業など実体のある事業を行う会社であることが必要と思われます。

(注) 財産評価基本通達

1 財産の評価については、次による。

(2) 時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

まとめ

通達6項の適用にあたり、最大のポイントとなるのは、4頁のハで示された

「評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか（この場合において、評価通達の定めによって画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるときには、当該合理的な理由があると認められる。）」

という点です。税務調査や争訟でも「合理的な理由」についての認定が最大の論点となるはずで、本件のように租税回避の意図が明確な場合には、上記の「評価通達の定めによって画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある」ことから、「当該合理的な理由があると認められる」ので、通達6項の適用OKという結論になると思われます。

通達6項の適用を受けないためには、納税者・税理士が租税回避の意図がないことを客観的に示して「合理的な理由」が”ない”ことを説明できるかどうか（具体例として前頁参照）が、ポイントといえます。

山崎 信義

税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。



